

刈谷市中心市街地活性化のための連携・協力に関する協定書

国立大学法人愛知教育大学、刈谷市刈谷駅前商店街振興組合、刈谷商工会議所及び刈谷市（以下「四者」という。）は、刈谷市のまちづくり方針である刈谷市中心市街地活性化に向け連携し協力していくため、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は刈谷市中心市街地(主に刈谷駅周辺地区)の活性化を図るため、四者が連携・協力して活性化に資する事業を実施することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 四者は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 中心市街地における賑わいづくり
- (2) 空き店舗の活用による学生の活動拠点づくり
- (3) その他中心市街地活性化に関すること

（期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結日から5年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の2ヶ月前までに、いずれからも改廃の申し入れがない場合は、同一の内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第4条 この協定に定めるもののほか、活性化事業の具体的事項及び成果の利用条件等必要な事項については、四者の合意により別に細則で定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書4通を作成し、四者署名のうえ、各自その1通を保有する。

平成21年11月6日

国立大学法人愛知教育大学長

松田正久

刈谷駅前商店街振興組合 理事長

杉浦 肇夫

刈谷商工会議所 会頭

加藤 英二

刈谷市長

竹中良則

協定締結にあたって

本協定は、刈谷市の中心市街地活性化を目指し、四者がそれぞれの立場で協力しあうことを目的としている。すでに一昨年より、大学と商店街が連携してアクアモールイルミネーション事業を実施しているが、地域の評判も大変よく、早くも冬の風物詩として定着しつつある。また、今年度は、空き店舗を活用した大学生の活動拠点づくりを予定しており、賑わいづくりに資する事業として位置づけている。よって、これらの事業を進めながら、さらなる中心市街地活性化に向けて、四者が協力しあうことを明確にし、その証として協定書を締結することにしたものである。

～この協定に参加する四者の役割～

大学は、国立大学法人となって以来、地域との関りが一層求められるようになってきており、創造力、マンパワー、大学どうしのネットワークを活かした活動を行う。

学生にとっては商店街と関る中で、空き店舗を社会体験の場、実践教育の場、卒業生との交流の場、および地域や子どもたちとの交流の場として活用し、まちづくりに参加する。

商店街は、商業を通じて地域に貢献することが役割であるが、多くの市民に愛され利用される商店街となるためには、多様なコミュニティの場の提供も求められる。空き店舗を大学生の活動拠点とすることで若者の来街を促したり、住民と学生との交流、地元高校生との交流を深める場とすることで新たなコミュニティの場を提供する。

市及び商工会議所は、本協定が中心市街地の活性化、商業の振興、賑わいづくりの観点から、平成12年度に策定した中心市街地活性化基本計画の目的に合致したものであるとの認識に立ち、協定に参加すると共に商店街と大学が連携して進める活性化事業を支援する。